

【一覧表】空き家対策・利活用に活用できる補助金（令和5年度版）

更新日：2023年6月1日

| 列1 | 種類 | 事業名 | 事業概要 | 補助率 | 補助上限額 (千円) | 担当課 | 連絡先 | HPリンク |
|------------|-----|----------------------|---|--|--|-----------|---|--|
| 鳥取市 | | | | | | | | |
| | 除却 | 鳥取市空家等除却事業費補助金 | 特定空家等であって、防災上周囲に対して危険性の高いものの除却工事を行う者に対し、当該工事に要する費用の一部を助成することにより、良好な景観及び生活環境の創生並びに安全で安心な地域づくりに寄与することを目的として交付する。 | 1/2 | ①600（除却工事費） ②200（残置物処理費） | 建築指導課 | 0857-30-8362 | https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1682476132987/index.html |
| | 利活用 | 鳥取市Uターン者住宅利活用促進事業 | 住宅の改修、家財道具処分に必要な経費を助成することによりUターン者の住生活の安定向上を図り人口増加により本市の活性化を促進するとともに、放置空き家を有効に活用することで空き家による災害及び犯罪を未然に防止しもって良好な景観及び生活環境の創生並びに安全で安心な地域づくりに寄与することを目的として交付する。 | 1/2 | 400 | 地域振興課 | 0857-30-8173 | https://tottori-jiu.jp/nagare/shien/tottori_shien/05/ |
| | 利活用 | 鳥取市空き家利活用団体支援事業補助金 | 空家の清掃や維持管理に係る費用を助成することにより、本市における空き家の利活用に取り組む団体を支援するとともに、本市への移住希望者とのマッチングにつなげ移住定住を促進することを目的として交付する。 | 3/4 | 75 | 地域振興課 | 0857-30-8173 | |
| | 利活用 | まちなか空き家改修支援事業補助金 | 中心市街地の空き家の利活用の促進と定住人口の増加を図るため、戸建て空き家を居住用に改修する費用や店舗等（※1）に用途変更する際の費用の一部を補助 ※1：飲食、物販、自家販売、サービス業等の店舗、シェアハウス等の寄宿舍、ゲストハウス等の宿泊施設、コミュニティ施設又はコワーキング施設の用途に供するための改修 | 1/2 | 500 | まちなか未来創造課 | 0857-30-8331 | https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1374028692190/index.html |
| | 利活用 | まちなか空き家の担い手育成支援事業補助金 | 中心市街地の空き家の利活用に取り組むまちづくり団体等の育成及び地域における空き家利活用の機運醸成を図ることを目的とし、まちなかで地域における空き家利活用に向けた調査やワークショップ、勉強会の開催などの費用を補助 | 10/10 | 600 | まちなか未来創造課 | 0857-30-8331 | https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1654762406708/index.html |
| | 利活用 | まちなか空き家利活用団体支援事業補助金 | 中心市街地の空き家・空き店舗対策、地域のにぎわい及び景観の保全により地域を活性化させる観点から、空き家の転貸（サブリース）及び維持管理等の事業化に向け取り組む団体を支援 | 3/4 | (1)200 (2)1500 | まちなか未来創造課 | 0857-30-8331 | https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1654762406708/index.html |
| 米子市 | | | | | | | | |
| | 除却 | 米子市特定空家等除却支援事業補助金 | 管理が不十分で著しく荒廃化が進んでいる特定空家等の除却を行う者に対し、当該除却に要する費用の一部を補助することにより、当該特定空家等の速やかな除却を促し、もって地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図る。 | 4/5 | 1,200 | 住宅政策課 | TEL 0859-23-5288 FAX 0859-23-5396 MAIL jutakuseisaku@city.yonago.lg.jp | |
| | 利活用 | 米子市空き家利活用流通促進事業補助金 | 市場で流通していない空き家の利活用のための改修工事又は既存住宅状況調査等を行う者に対し、補助金を交付することにより、空き家の利活用の促進を図る。 | 1/2 | (1)300 (2)50 | 住宅政策課 | TEL 0859-23-5288 FAX 0859-23-5396 MAIL jutakuseisaku@city.yonago.lg.jp | (1) https://www.city.yonago.lg.jp/37099.htm (2) https://www.city.yonago.lg.jp/37100.htm |
| 倉吉市 | | | | | | | | |
| | 除却 | 老朽危険空き家等除却支援事業 | 周囲に対して防災上危険を及ぼす可能性のある空家等若しくは空住戸等の除却を行う者に対し、当該除却に要する費用の一部を補助することにより、当該空家等又は空住戸等の速やかな除却を促進し、もって生活環境の保全及び安全で安心な市民生活を確保することを目的として交付する。 | 4/5 | 1,200 | 建築住宅課 | 0858-22-8175 | https://www.city.kurayoshi.lg.jp/gvousei/div/kensetsu/kenchiku/akiyatouhoju/ |
| | 利活用 | 空き家（利活用）流通促進事業 | 市場で流通していない空き家の利活用のための改修工事又は既存住宅状況調査等を行う者に対し、必要な経費の一部を助成し、空き家利活用を促進することを目的として交付する。 ①空き家等改修支援 ②既存住宅状況調査等支援 | ①1/2 ②1/2 | ①1,000 ②50 | しごと定住促進課 | 0858-27-0501 | https://www.city.kurayoshi.lg.jp/jiu/7/tokyohozokin-copy/ |
| | 利活用 | 移住定住促進空き家取得事業 | 空き家バンクを通じて空き家購入する移住定住者に対し、空き家取得に係る経済的負担を軽減する目的で一定額の補助を行う。 ①市内在住の35歳以下の方 ②県外在住の方 ③県内在住（本市を除く）の方 | ①10/10 ②10/10 ③10/10 | ①300 ②300 ③150 | しごと定住促進課 | 0858-27-0501 | https://www.city.kurayoshi.lg.jp/jiu/7/2/ |
| | その他 | 倉吉市震災に強いまちづくり促進事業 | 住宅、建築物及びブロック塀（市内に建てられているものに限る。以下「住宅等」という。）の耐震化及び除却（耐震改修に代えて行うものに限る。以下同じ。）を促進することにより、住宅等の安全性の向上を図ることを目的として交付する。 ①耐震診断 ②改修設計 ③耐震改修 ④建替え ⑤除却 ⑥耐震シェルター設置 ⑦屋根瓦耐震耐風対策 ⑧ブロック塀耐震対策 | ①2/3 ②1/2 ③④4/5 ⑤⑥23% ⑦1/3 ⑧除却2/3+改修1/3 | ①76 ②120 ③④1000 ⑤⑥838 ⑦300 ⑧除却150+改修100 （既存不適格ブロックの場合：除却300+改修200） | 建築住宅課 | 0858-22-8175 | https://www.city.kurayoshi.lg.jp/gvousei/div/kensetsu/kenchiku/18/ |

| 列1 | 種類 | 事業名 | 事業概要 | 補助率 | 補助上限額 (千円) | 担当課 | 連絡先 | HPリンク |
|------------|-----|----------------------------|---|-------|---|--------------|--------------|---|
| 境港市 | | | | | | | | |
| | 除却 | 境港市空家除却支援事業費補助金 | 利活用に適さない空家の除却を推進するため、期間を限定(R3年度～R7年度)して空家の解体に要する費用の一部を助成する。 | 4/5 | 600 | 境港市 都市整備課 | 0859-47-1015 | https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=111146 |
| | 除却 | 境港市特定空家等除却支援事業費補助金 | 特定空家等の除却に対し、除却に要する費用の一部を助成することにより、特定空家等の解消を促進し、持って市民の安心で安全な生活環境の確保を図る。 | 4/5 | 1,200 | 境港市 都市整備課 | 0859-47-1015 | |
| | 利活用 | 境港市空家利活用流通促進事業費補助金 | 老朽化等により市場で流通していない空家の利活用のため改修工事を行う者に、必要な経費の一部を助成し、空家の利活用や市場での流通を促進する。 | 1/2 | 住宅：900 非住宅：1,500 | 境港市 都市整備課 | 0859-47-1015 | https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=111142 |
| | その他 | 境港市空家利活用移住定住奨励金 | 境港市空家利活用流通促進事業費補助金を活用した空家の利活用及び境港市への移住定住の促進を図る。 | | 200 (定額) | 境港市 都市整備課 | 0859-47-1015 | https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=111236 |
| 岩美町 | | | | | | | | |
| | 除却 | 岩美町空家等解体撤去事業 | 適切な維持管理がなされず老朽化が進行している建築物あるいは長年利用されず放置されている危険空家等、特定空家に認定されたものについて、その除去等の促進を図ることを目的とする。 | 1/2 | 600 | 総務課 | 0857-73-1411 | |
| | 利活用 | 岩美町UIターン者住宅改修支援補助金 | 岩美町に自らが定住する目的で空き家活用情報システム（空き家バンク）に登録されている住宅を購入又は賃貸する者に対し、その住宅の改修に必要な費用の一部を助成することによりUIターン者の住環境を整備し、定住促進を図る。 | 1/2 | 県外からの移住者 2,000 県内からの移住者 1,000 | 企画財政課 | 0857-73-1412 | |
| | 利活用 | 岩美町空き家利活用流通促進補助金 | 空き家を利活用するため改修工事を行う必要な経費の一部を助成することにより、空き家の利活用及び流通を促進する | 1/2 | 住宅 900 住宅以外 1,500 | 企画財政課 | 0857-73-1412 | |
| | その他 | 岩美町空き家財道具等整理補助金 | 家財道具等の処分に必要な費用の一部を助成することにより、空き家所有者に空き家バンクへの登録を促す。 | 10/10 | 400 | 企画財政課 | 0857-73-1412 | |
| | その他 | 岩美町空き家活用奨励金 | 空き家バンクへの登録を促進することを目的に、登録物件にかかる固定資産税相当額の一部を奨励金として交付。 | | - 固定資産税相当額 の1/2 | 企画財政課 | 0857-73-1412 | |
| 若桜町 | | | | | | | | |
| | 除却 | 若桜町特定空家等除却事業 | 若桜町空家等の適正管理に関する条例に規定する空家等の適正な管理により、倒壊等の事故、火災、犯罪等を未然に防止し、もって町民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的として交付する。 | 1/2 | 600 | 町民課 | 0858-82-2233 | |
| | 利活用 | 若桜町空き家再生事業補助金 | 所有者が移住者に提供する目的に行う改修・家財撤去に係る費用の一部を補助 | 1/2 | 2,000 | 企画政策課 | 0858-82-2231 | https://www.town.wakasa.tottori.jp/juteiju_akiya_joho_site/ijuu_sienn/941.html |
| | 利活用 | 若桜町空き家利活用流通促進事業補助金 | 空き家の改修・家財撤去に係る費用の一部を補助 | 1/2 | 住宅：900 非住宅：1,500 | 企画政策課 | 0858-82-2231 | https://www.town.wakasa.tottori.jp/juteiju_akiya_joho_site/ijuu_sienn/941.html |
| | 利活用 | 若桜町住宅支援補助金 | 中古住宅の取得又は取得に伴う改修工事に係る費用の一部を補助 | 1/2 | 1,500 | 企画政策課 | 0858-82-2231 | https://www.town.wakasa.tottori.jp/juteiju_akiya_joho_site/ijuu_sienn/941.html |
| | 利活用 | 若桜町若者地域定着促進事業補助金 | 空き家をゲストハウス・シェアハウス等に向けて整備に係る費用の一部を補助 | 2/3 | 5,000 | 企画政策課 | 0858-82-2231 | https://www.town.wakasa.tottori.jp/juteiju_akiya_joho_site/ijuu_sienn/941.html |
| 智頭町 | | | | | | | | |
| | 除却 | 智頭町空家等解体撤去事業 | 適切な維持管理がなされず老朽化が進行している建築物あるいは長年利用されず放置されている危険空家等について、その除却等に取り組む町民や事業者を支援することにより、安全安心なまちづくりを促進することを目的として交付する。 | 1/2 | 600 | 智頭町税務住民課 | 0858-75-4114 | |
| | 利活用 | 智頭町UIターン者住宅支援事業費補助金 | 本町におけるUIターンを促進することを目的に、住宅を購入・改修する者に予算の範囲内で補助金を交付。 | 1/2 | 1,000 | 企画課 | 0858-75-4112 | https://www1.town.chizu.tottori.jp/chizu/town/emigration/01/g1_03/ |
| | 利活用 | 智頭町地域の空き家を活用したまちづくり推進事業補助金 | 地域における空き家利活用の促進を目的に、空き家を改修する者に予算の範囲内で補助金を交付。 | 1/2 | 住宅活用：900 非住宅転用：1,500 | 企画課 | 0858-75-4112 | https://www1.town.chizu.tottori.jp/chizu/town/emigration/01/c1_53/ |
| | 利活用 | 智頭町定住促進対策事業費補助金 | 本町における若者世帯の定住を促進することを目的に住宅を購入・改修する者に予算の範囲内で補助金を交付。 | 1/2 | 加算条件有：2,000 加算条件無：1,000 | 企画課 | 0858-75-4112 | |
| 八頭町 | | | | | | | | |
| | 除却 | 八頭町空家等解体撤去事業費補助金 | 適切な維持管理がなされず老朽化が進行している建築物あるいは長年利用されず放置されている危険空家等について、その除却等に取り組む町民を支援することにより、安全安心なまちづくりを促進することを目的として交付する。 | 1/2 | 1,000 | 八頭町企画課 | 0858-76-0212 | |
| | 利活用 | 八頭町空き家利活用流通促進事業補助金【改修工事】 | 老朽化等により市場で流通していない空き家の利活用のため改修工事を行う者に、必要な経費の一部を助成し、空き家の利活用や市場での流通を促進することを目的として交付する。 | 1/2 | ①住宅として活用する場合 900 ②住宅以外の用途に転用する場合 1,500 | 八頭町企画課地域戦略室 | 0858-76-0213 | https://www.town.yazu.tottori.jp/site/lifestage/1275.html |
| | 利活用 | 八頭町UIターン者住宅支援事業補助金 | 本町に自らが定住する目的で空き家住宅を購入若しくは賃貸する者又は空き家を改修し移住者に売却若しくは賃貸を行う者に対し、その住宅の改修に必要な費用の一部を助成することにより、UIターン者の住環境を整備し、定住促進を図ることを目的として交付する。 | 1/2 | 2,000 | 八頭町企画課地域戦略室 | 0858-76-0213 | https://www.town.yazu.tottori.jp/soshiki/11/1521.html |
| | 利活用 | 八頭町空き家財道具等処分費補助金 | 空き家バンク登録者に対し、登録物件の家財道具等の処分に必要な費用の一部を助成することにより、空き家バンクの利用の活性化を図るとともに、町内への移住定住を促進することを目的として交付する。 | 10/10 | 300 | 八頭町企画課地域戦略室 | 0858-76-0213 | https://www.town.yazu.tottori.jp/soshiki/11/4307.html |
| | 利活用 | 八頭町住宅リフォーム等支援事業補助金 | 若者世帯等の定住を目的とした住宅リフォーム等に必要な費用の一部を補助することにより定住の促進を図るとともに、町内事業者への発注の促進により町内経済の活性化を図ることを目的として交付する。 | 1/5 | 200 | 八頭町企画課地域戦略室 | 0858-76-0213 | https://www.town.yazu.tottori.jp/site/lifestage/1276.html |

| 列1 | 種類 | 事業名 | 事業概要 | 補助率 | 補助上限額 (千円) | 担当課 | 連絡先 | HPリンク |
|-------------|-----|---|--|---------------------------------|--|-------------|--------------|---|
| 三朝町 | | | | | | | | |
| | 除却 | 三朝町空き家等撤去費助成事業 | 町内の管理不全家屋等の解消を図り、生活環境の保全及び安全で安心な町民生活の確保に寄与することを目的として交付する。 | 1/2 | 600 | 総務課危機管理局 | 0858-43-3500 | http://www.town.misasa.tottori.jp/315/319/963/28284.html |
| | 利活用 | 三朝町空き家利活用流通促進事業補助金 | 市場で流通していない空き家の利活用のため改修工事を行う者に対し、必要な経費の一部を助成することにより、空き家の利活用を促進することを目的として交付する。 | 1/2 | ①住宅として活用する場合 900 ②住宅以外の用途として活用する場合 1,500 | 観光交流課 | 0858-43-3514 | www.town.misasa.tottori.jp/315/319/374/1325/1726/28452.html |
| | その他 | 三朝町空き家家財道具等処分費補助金 | 空き家の所有者に対し、その住宅の家財道具等を処分するために必要な費用の一部を助成することにより、空き家の有効活用を図るとともに、本町への移住および定住を促進し、定住人口の増加を図ることを目的とした制度 | 対象経費の総額 | 20万円 | 観光交流課 | 0858-43-3514 | www.town.misasa.tottori.jp/315/319/374/1325/1726/19395.html |
| 湯梨浜町 | | | | | | | | |
| | 除却 | 湯梨浜町空き家対策支援事業 | 町が危険家屋として認定する特定空き家等について、解体費用の一部を助成するもの。 | 住家4/5、非住家2/3 | 1件当たり2,000千円または国土交通省が策定する標準除却費を限度とする除却費用に第5欄の補助率を乗じた金額。 | 建設水道課 | 0858-35-5312 | https://www.yurihama.jp/sosiki/13/15422.html |
| | 利活用 | 湯梨浜町空き家利活用流通促進事業 | 空き家を所有、賃借、購入する町内在住者（町内移住予定の者を含む）が空き家を利活用する場合にその費用の一部を助成。 | 1/2 | ■住宅 50万円（中山間地域に所在する空き家の場合は60万円） ■非住宅 90万円 | デジタル・みらい戦略課 | 0858-35-3141 | https://www.yurihama.jp/sosiki/7/15310.html |
| | 利活用 | 湯梨浜町空き家住宅改修事業 | 5年以上町に定住しようとする町外からの移住定住者等へ空き家情報バンクの登録物件を貸し出す方に対する住宅改修費用の一部助成。 | 1/2 | ①県外からの移住者に物件を貸し出す場合：50万円 ②県内かつ町外からの移住者に物件を貸し出す場合：25万円 | デジタル・みらい戦略課 | 0858-35-3141 | https://www.yurihama.jp/sosiki/7/1556.html |
| 琴浦町 | | | | | | | | |
| | 除却 | 琴浦町空き家等除却事業費補助事業 | 管理不全な状態の空き家等であって、防災上周囲に対して危険性の高いものの除却工事を行う者に対し、当該工事に要する費用の一部を助成することにより、良好な景観及び生活環境の創生並びに安全で安心な地域づくりに寄与することを目的として交付する。 | 0.8 | 1,200 | 琴浦町役場建設住宅課 | 0858-55-7805 | |
| | 除却 | 琴浦町空き家等除却支援事業費補助金 | 空き家等の除却(空き家の解体、撤去、廃材等の処分及び跡地の整地をいう。)に要する費用の一部を助成することにより、空き家等が将来的に危険な状態となることを未然に予防し、もって町民の安心で安全な生活環境の確保を図ることを目的として交付する。 | 4/5 | 150 | 建設住宅課 | 0858-55-7805 | https://www.town.kotoura.tottori.jp/docs/2022101300030/ |
| | 利活用 | 暮らそうコトウラ！空き家活用補助金 ●空き家購入及び購入に伴うリフォーム | 空き家ナビ登録物件を購入する空き家取得者へ空き家購入費用及び購入に伴うリフォーム費用を助成する | 1/2 | 県外者 800 県内・県外 200 | 企画政策課 | 0858-52-1708 | https://www.town.kotoura.tottori.jp/iuteiui/emigration/support.html |
| | 利活用 | 暮らそうコトウラ！空き家活用補助金 ●賃貸物件リフォーム補助 | 空き家ナビ登録物件を賃貸借する所有者または入居者へリフォーム費用を助成する | 1/2 | 400 | 企画政策課 | 0858-52-1708 | https://www.town.kotoura.tottori.jp/iuteiui/emigration/support.html |
| | 利活用 | 暮らそうコトウラ！空き家活用補助金 ●家財撤去費用補助 | 空き家ナビ登録物件の家財道具、ごみ、その他物品等を処分及び搬出するために必要な経費を助成する | 1/2 | 200 | 企画政策課 | 0858-52-1708 | https://www.town.kotoura.tottori.jp/iuteiui/emigration/support.html |
| 北栄町 | | | | | | | | |
| | 除却 | 北栄町特定空き家等除却事業費補助金 | 助言、指導、勧告に従って特定空き家等の除却を行う者に対し、除却に要する費用の一部を助成することにより、特定空き家等の除却を促進し、住民生活の安全及び安心並びに生活環境の保全及び改善を図ることを目的として交付する。 | ①4/5（不良住宅） ②1/2（町単独） | ①上限なし ②600（町単独） | 総務課 | 0858-37-5862 | |
| | 利活用 | 北栄町空き家利活用流通促進事業補助金 | 北栄町に自らが定住をする目的で空き家を購入又は賃貸する者、空き家を改修し居住者に売却又は賃貸を行う者に対し、その空き家の改修に必要な費用の一部を助成することにより、空き家利活用の活性化及び流通促進を図ることを目的とし、交付する。 | 1/2 | 900 | 観光交流課 | 0858-37-3158 | https://www.e-hokuei.net/7782.htm |
| | 利活用 | 北栄町IUUターン空き家改修支援事業補助金 | 北栄町に自らが定住をする目的で空き家を購入又は賃貸する者、空き家を改修し居住者に売却又は賃貸を行う者に対し、その空き家の改修に必要な費用の一部を助成することにより、IUUターンの住環境を整備し、定住促進を図ることを目的とし交付する。 | 1/2 | 1,000 | 観光交流課 | 0858-37-3158 | https://www.e-hokuei.net/7773.htm |
| | 利活用 | 北栄町空き家家財道具等処分費補助金 | 北栄町空き家情報バンクに登録されている空き家への移住が決定した場合に補助金を交付する。 | 10分の10 | 県外20万円 県内10万円 | 観光交流課 | 0858-37-3158 | https://www.e-hokuei.net/7775.htm |
| | 利活用 | 空き家バンク所有者奨励金 | 北栄町外に住む者に対し、空き家を売却又は賃貸した場合に奨励金を交付する。 | 定額 | 50 | 観光交流課 | 0858-37-3158 | https://www.e-hokuei.net/11216.htm |
| 大山町 | | | | | | | | |
| | 除却 | 大山町空き家等対策推進補助金 | 適切な維持管理がなされず長年放置され倒壊や建築部材の飛散のおそれがある空き家等の除却に要する費用の一部を補助することにより、危険な空き家等の除却を促進し、もって住民の安心安全な居住環境の形成及び空き家等対策の促進を図る。 | 所有者等実施 1/2 集落等実施 10/10 | 所有者等実施 500 集落等実施 1,000 | 企画課 | 0859-54-5202 | |
| | 利活用 | 大山町未来につながる移住定住助成金（空き家活用事業） | 大山町空き家・空き地情報活用制度を通じて空き家の利活用を希望する者が、修繕を行う際の費用の一部を助成することにより、空き家の利活用の推進を図る。 | 1/2 | 1,500 | 企画課 | 0859-54-5202 | https://www.daisen.jp/1/10/2/e139/y133/ |
| | 利活用 | 大山町空き家家財道具等処分費補助金 | 空き家の家財道具等を処分するために必要な費用を助成することにより、空き家の有効活用と本町への移住定住の促進を図る。 | 1/2 | 500 | 企画課 | 0859-54-5202 | https://www.daisen.jp/1/10/2/e139/c136/ |

| 列1 | 種類 | 事業名 | 事業概要 | 補助率 | 補助上限額 (千円) | 担当課 | 連絡先 | HPリンク |
|------------|-----|--------------------------|--|---|---|----------|--------------|---|
| 南部町 | | | | | | | | |
| | 除却 | 老朽危険家屋等対策事業 | 町内の老朽危険家屋等（次の全ての要件を満たすもの）の解体撤去又は倒壊家屋の撤去を行う者に、その経費の一部を補助する。 (1) 南部町空き家等の適正管理に関する条例施行規則(平成26年南部町規則第16号)第4条に規定する「南部町内における建築物の老朽度・危険度判定基準表」における評点の合計点数が150点以上であること。 (2) 所有権以外の権利が設定されていないこと。 (3) 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないこと。 (4) 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象になっていないこと。 (5) 所有者等による建造物の建替えを目的としないこと。 | 1/5 | 300 | 建設課 | 0859-66-3115 | |
| 伯耆町 | | | | | | | | |
| | 除却 | 伯耆町空き家等対策推進補助金 | 倒壊又は建築部材の飛散のおそれがある空家等の除却に要する費用又は所有者等への要請に要する費用の一部を補助することにより、危険な空家等の縮減を促進し、もって住民の安全で安心な居住環境の形成及び空家等対策の推進を図ることを目的とする。 ①空き家法第2条第1項に定める空家等 ②空き家法第2条第2項に定める特定空家等 | 所有者等実施 ①1/2 ②4/5 集落等実施 ①10/10 ②4/5 | 所有者等実施 ①750 ②1,200 集落等実施 ①1,500 ②2,400 | 総務課 | 0859-68-3111 | https://www.houki-town.jp/new1/10/3/a733/ |
| 日南町 | | | | | | | | |
| | 利活用 | 空き家家財道具等処分補助金 | 日南町空き家情報活用制度に登録して入居者募集を行っている物件（以下「登録物件」という。に入居があった場合、登録物件所有者（ただし、アパート等賃貸用として建てられた住居は除く）または登録物件入居者に対し、登録物件の家財道具等を処分するための費用の一部を支援する。 | 10/10 | 300 | 地域づくり推進課 | 0859-82-1115 | https://www.town.nichinan.lg.jp/soshikikarasagasu/kikakuka/hojo_hojoseido/izyuteizyuhogyokin/3345.html |
| | 利活用 | 日南町空き家情報活用制度登録物件改修事業費補助金 | 日南町空き家情報活用制度に登録されている物件の改修及び取得に係る経費の一部を補助する。 | 3/4 | 1,500 | 地域づくり推進課 | 0859-82-1115 | https://www.town.nichinan.lg.jp/soshikikarasagasu/kikakuka/hojo_hojoseido/izyuteizyuhogyokin/3345.html |
| | 利活用 | 日南町空き家等リノベーション創業支援補助金 | 日南町内の空き家を活用して創業する者に対し、空き家等のリフォームに要する経費の一部について補助する。 | 1/2 | 5,000 | 地域づくり推進課 | 0859-82-1115 | |
| | 利活用 | 日南町いきいき定住促進条例 住宅等補助金 | 日南町いきいき定住促進条例の結婚祝金、出産祝金、同居奨励金に該当した者が、その該当事由発生前1年、発生後2年の間に、また、定住奨励金に該当する者が、その該当事由発生前4年、発生後2年の間に、その該当事由に沿った住宅の改修、取得を行った場合に、住宅補助金を交付する。 | ①既存住宅の改修又は取得 1/5 ②新築を行った時 1/5 | ①300 ②1,000 | 地域づくり推進課 | 0859-82-1115 | https://www.town.nichinan.lg.jp/soshikikarasagasu/kikakuka/hojo_hojoseido/izyuteizyuhogyokin/index.html |
| | 除却 | 日南町老朽危険家屋等解体撤去補助金 | 老朽危険家屋の撤去について助成を行う。 | 1/5 | 300 | 住民課 | 0859-82-1112 | https://www.town.nichinan.lg.jp/kurashi_kankyo/hojo_hojoseido/2382.html |
| 日野町 | | | | | | | | |
| | 利活用 | 日野町移住・定住促進住宅整備費補助金 | 移住・定住のため改修工事等（空き家含む）を行う者に、必要な経費の一部を助成する。 | 1/2 | 1000 若年世帯は 1,500 | 企画政策課 | 0859-72-0332 | https://www.town.hino.tottori.jp/2465.htm |
| | 利活用 | 日野町空き家家財道具等処分費補助金 | 移住者・若年世帯が入居するための家財道具処分費の一部を助成する。 | 10/10 | 400 | 企画政策課 | 0859-72-0332 | https://www.town.hino.tottori.jp/2465.htm |
| 江府町 | | | | | | | | |
| | 除却 | 江府町特定空家等除去支援事業 | 倒壊や建築部材の飛散のおそれがある空家等の除却に要する費用の一部を補助することにより、危険な空家等の除却を促進し、もって住民の安全で安心な居住環境の形成及び空家等対策の推進を図ることを目的とする。 | 4/5 | 500 | 住民生活課 | 0859-75-3223 | https://www.town-kofu.jp/2/1/4/10-copv/z884/ |
| | 除却 | 老朽化建物除去支援補助事業 | 所有者等が、自身の所有する老朽建物について、解体事業者等に依頼して除去する費用の一部を補助する。 | 1/4 | 500 | 住民生活課 | 0859-75-3223 | |
| | 除却 | 空家被害防止支援補助事業 | 近隣の空家等の倒壊又は建築部材の飛散により被害を受けるおそれがある者が、自身の財産を守るため被害の防除措置をする費用を補助する。 | 1/2 | 200 | 住民生活課 | 0859-75-3223 | |
| | 利活用 | 空き家再生補助事業 | 移住者が江府町空き家情報バンク制度の登録物件に入居した場合、登録物件の修繕等の費用の一部を補助する。 | 1/2 | 1,000 | 住民生活課 | 0859-75-3223 | |
| | 利活用 | 空き家家財道具等処分補助 | 移住者が江府町空き家情報バンク制度の登録物件に入居をした場合、登録物件の家財道具等を処分するための費用の一部を補助する。 | 10/10 | 400 | 住民生活課 | 0859-75-3223 | |
| | 利活用 | 若年世帯定住支援補助 | 江府町内に在住する若年者が江府町空き家情報バンク制度の登録物件を購入又は賃借して新たに入居する場合、空き家の修繕等の費用の一部を補助する。 | 1/2 | 1,000 | 住民生活課 | 0859-75-3223 | |
| | 利活用 | 空き家維持管理補助 | 江府町空き家情報バンク制度の登録物件について、移住希望者を案内しやすくするために必要とされる費用を補助する。 | 10/10 | 266 | 住民生活課 | 0859-75-3223 | |
| | 利活用 | 空き家転貸事業補助 | 江府町空き家情報バンク制度の登録物件について、移住希望者がスムーズに利用を開始できるように転貸事業に関する費用の一部を補助する。 | 3/4 | 1,200 | 住民生活課 | 0859-75-3223 | |